

## ほっとタウン広告掲載取扱要綱

平成25年4月1日制定  
25ACC発第413号  
(事務局長決定)  
平成26年4月1日一部改正  
平成28年9月1日一部改正  
平成29年12月1日一部改正

### (目的)

第1条 この基準は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団(以下「財団」という。)が発行する情報紙「ほっとタウン」の広告取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 財団の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める「風俗営業」または「性風俗関連特殊営業等」に係るもの
- (3) 政治・宗教活動、意見広告、個人的宣伝、誹謗中傷の内容のもの
- (4) 公の秩序、善良な風俗に反するもの
- (5) 法令で禁止され、あるいは法令に抵触するおそれがあるもの
- (6) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、ほっとタウンに掲載できる広告に関する基準は別に定める。

### (広告の種類及び掲載料)

第3条 掲載する広告は、「大広告」と「ミニ広告」の2種類とし、その広告掲載料は、次のとおりとする。なお、区分Eについては1枠のみの申込とする。

	区分	向き	掲載面	サイズ	料金 (2~7面)	料金 (8面)
	大 廣 告	A	タテ	2~8面	タテ88mm×ヨコ63mm	35,000円
B		タテ	2~8面	タテ88mm×ヨコ127mm	70,000円	80,000円
C		タテ	2~8面	タテ88mm×ヨコ254mm	140,000円	160,000円
D		ヨコ	2~7面	タテ43mm×ヨコ127mm	35,000円	掲載不可
E		タテ	2~7面	タテ50mm×ヨコ63mm	15,000円	掲載不可
ミニ広告	1行(14文字)あたり600円					

2 大広告掲載料割引については、次のとおりとする。

(1) 年間6ヶ月以上の掲載契約を結ぶ場合は上記の広告料の10%割引きとする。

(2) 年間12ヶ月の掲載契約を結ぶ場合は正規の広告料の20%割引きとする。

(3) 財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた場合は、20%を限度として割り引くことができる。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載希望者は、大広告掲載申込書（様式第1号）ミニ広告掲載申込（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

2 大広告の掲載希望者は、前項の申込書のほかに広告原案、デザイン案等、掲載しようとする広告内容が分かる資料を指定された期日までに提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第5条 理事長は、前条の大広告掲載申込書を受理したときは、第2条により掲載の可否を審査する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果をほっとタウン広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた大広告申込者は、理事長の指定する期日までに、掲載しようとする原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告掲載料の請求を受けた広告主は、広告掲載月の月末までに広告掲載料を一括納付するものとする。なお、初めて広告を掲載する広告主は、第5条第3項に基づく原稿提出の際に、掲載決定した全ての月の広告掲載料を一括納付するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 第3条第2項に基づく大広告掲載料割引の適用をうけた広告主が契約期間中に契約解除を行う場合、広告主は契約成立時から契約解除までの期間に割引された広告料を納付するものとする。

3 広告掲載料の振込手数料は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の還付)

第7条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告掲載ができなかったとき、あるいは広告掲載内容に著しい誤りがあったときは、広告掲載料の全部または一部を還付するものとする。

(広告主の責任等)

第8条 広告主は、広告原稿の内容に関する一切の責任を負担するものとし、財団に対して次に定める事項を保証するものとする。

2 広告原稿の作成は、広告主の負担とする。

3 広告原稿の内容の著作権、その他一切の権利を侵害していないこと、および

第三者の権利の全てにつき権利処理が完了していること。

4 広告原稿の内容が薬事法、不当景品類及び不当表示防止法、その他一切の関連法令に抵触しないこと。

5 第三者から財団に対し、広告原稿の内容に起因して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主は、自身の責任及び負担において解決するものとし、当財団は一切責任を負わない事とする。

(広告掲載の取り消し)

第9条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。この場合は、その結果を広告主に通知するものとする。

(1) 編集発行上の支障あるとき

(2) この要綱に反するとき

(3) その他理事長が特に必要と認めたとき

(委任)

第10条 この取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 ほっとタウン広告掲載取扱基準(平成23年3月1日制定)は、廃止する。